

覚 書

特定非営利活動法人小林図書館の森とらいくる(小林市立図書館)(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)は、小林市立図書館雑誌スポンサー

制度募集要領に基づく雑誌の提供等に関して、次のとおり覚書を締結する。

(雑誌)

第 1 条 乙は、甲に次の雑誌を寄贈する。

雑誌名

(購入費)

第 2 条 雑誌の寄贈に伴う雑誌購入支援金(原則 1 年間分)は乙の負担とする。

2 乙が寄贈する雑誌購入支援金が年度途中で価格変動した場合の不足額及び振込手数料は甲が負担するものとする。

(提供期間)

第 3 条 提供する期間は年度末までとする。(3 月末日)

2 雑誌の提供期間満了の 2 か月前までに、甲乙いずれかの解約の意思表示がない場合は、契約を更新するものとする。

3 広告を掲載する場合、広告の掲載期間は雑誌の提供期間と同様とする。

4 該当雑誌が休刊又は廃刊した場合、甲乙で協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の方法)

第 4 条 甲は、乙から提供を受けた該当雑誌の最新号カバー表面に乙の名称、雑誌架に乙の広告を掲載する。

2 乙は、広告の内容等を事前に甲に協議するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第 5 条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(契約の解除)

第 6 条 甲は乙が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1)小林市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び本覚書の内容を遵守していないことが判明したとき。

(2)小林市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に規定する図書館が指示する広告の内容の修正、削除等に応じないとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合でも、第 2 条第 1 項で寄贈した雑誌購入支援金は返金されないものとする。

(協議)

第 7 条 本覚書に定めのない事項についての疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(保管)

第 8 条 本覚書は 2 通作成し、甲乙署名捺印の上、各 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住所 小林市細野 367-1

特定非営利活動法人小林図書の森とらいくる
小林市立図書館

職氏名 館長 田鍋 友皇 ⑩

乙 住所又は所在地

商号名又は名称

代表者氏名

⑩